

淡路市下水道使用料の改定

【説明資料】

令和 7 年 4 月

淡路市都市整備部下水道課

1. 下水道の目的

下水道事業は、市民生活や経済活動から排出される生活排水をきれいにし、自然に戻し、安全で快適かつ衛生的な生活環境の確保と河川等の水質保全に寄与することを目的とし、下水道のサービスを提供できるよう施設の維持管理、管渠の布設などを計画的に行っています。

2. 下水道の課題

本市の下水道事業では、市内での開発等の影響から汚水処理水量は年々増加する傾向にありますが、使用料収入は汚水処理経費の約 60%しか賄えていない状況です。

現在の下水道事業を取り巻く環境は、施設の老朽化の進行により改築更新需要の増加による投資的な経費の増加、資材価格や人件費上昇の影響から汚水処理に係る経費が増加する傾向にあります。

このような状況下では、汚水処理経費のうち使用料収入の割合を示す経費回収率が、現在の 60%から令和 13 年度には 50%まで低下すると想定され、近い将来には、下水道サービスの提供が困難になる恐れがあることから、経営状況の見直しを行いました。

3. 下水道経営の見直し

下水道事業の経営等を協議する淡路市下水道事業運営協議会では、令和 5 年度から下水道使用料のあり方について検討を行い、令和 6 年 8 月に使用料改定案を策定しました。この案を第 113 回市議会定例会に提案し、審議の上、可決されました。

使用料単価の改定（円/月、%、税抜）

4. 下水道料金の改定

改定時期

- ・令和 7 年 4 月使用分（同年 5 月検針分）から適用

改定内容

- ・約 13%の改定
- ・基本水量及び水量ランクは現行と同一

区分	使用水量	現行使用料単価	改定使用料	
			使用料単価	改定率
一般汚水	0m ³ ～10m ³	1,420円	1,560円	9.86%
	11m ³ ～30m ³	160円	180円	12.50%
	31m ³ ～50m ³	180円	210円	16.67%
	51m ³ ～100m ³	210円	240円	14.29%
	101m ³ ～	240円	280円	16.67%
浴場汚水	1m ³ ～	90円	100円	11.11%
臨時汚水	1m ³ ～	240円	300円	25.00%
開発汚水	1m ³ ～（基本）	190円	220円	15.79%
	1m ³ ～（従量）	240円	270円	12.50%

基本
↑
↓
従量

5. 下水道事業の概要

・供用開始から約 20 年が経過し、下水道普及率は淡路市全体で 64.2%となっており、処理区別では、津名 47.3%、北淡 34.3%、郡家 63.3%、淡路・東浦 98.8%です（合併浄化槽は含まない）。

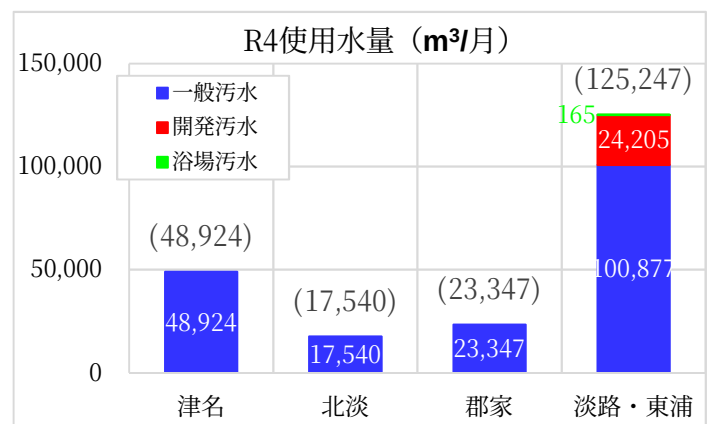
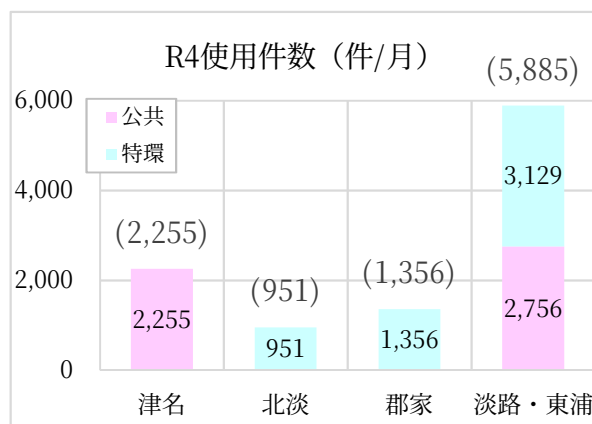
・津名、北淡、郡家処理区では接続率が 6～7 割であり、3 割程度の住民が下水道未接続となっています。

項目	処理区	淡路市全体	津 名	北 淡	郡 家	淡路・東浦
供用開始		-	H14.4.24	H17.3.31	H15.2.17	H10.3.31
行政区画面積		18,423ha	5,521ha	5,125ha	4,015ha	3,762ha
(全体計画)処理区域面積		2,116ha	600ha	230ha	301ha	985ha
(事業計画)処理区域面積		1,734ha	445ha	163ha	275ha	850ha
行政区画内人口		42,190人	14,643人	7,126人	6,904人	13,517人
処理区域内人口		27,106人	6,932人	2,445人	4,368人	13,361人
普及率		64.2%	47.3%	34.3%	63.3%	98.8%
水洗化人口		20,549人	4,437人	1,707人	2,834人	11,571人
水洗化(接続)率		75.8%	64.0%	69.8%	64.9%	86.6%
整備面積		1,536ha	343ha	134ha	227m3/日	832ha
(全体計画)整備率		72.6%	57.2%	58.4%	75.4%	84.5%
(事業計画)整備率		88.6%	77.1%	82.1%	82.4%	97.9%

(R5.3月時点、コミブラ除く)

6. 下水道使用状況

- ・使用件数は処理区域面積の大きい淡路・東浦処理区が最も多く、次いで津名処理区と続きます。
- ・使用件数に比例した使用水量となっており、淡路・東浦処理区には開発汚水及び浴場汚水も含まれます。



7. 経営状況

- ・有収水量 1m³あたりの汚水処理費を示す汚水処理原価は、使用料単価を大きく上回っています。
- ・下水道使用料水準の妥当性を示す経費回収率は100%を下回っているため、汚水処理に係る費用が下水道使用料以外の収入で賄われていることになり、適正な下水道使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となります。

主な経営指標	R4	R3	増減
使用料単価(円/m³)	191.8	191.5	0.3
汚水処理原価(円/m³)	311.3	304.0	7.3
経費回収率(%)	61.6	63.0	▲1.4

8. 下水道使用料について

- ・平成 17 年 4 月 1 日の合併時に、下水道使用料を統一し、平成 22 年 4 月 1 日に使用料を改定しました。その後 5 年おきに(平成 24 年、平成 32 年)類似団体や全国水準を目標に、概ね 5%の下水道使用料の改定を行う予定でした。しかしながら、消費税及び地方消費税の段階的改正、光熱費の高騰及び新型コロナウイルスの感染拡大があったことから、下水道利用者の負担増を考慮し、適正な

下水道使用料の見直し検討を行ってきませんでした。

・その間、持続可能な下水道運営を図るため、令和4年3月に、令和4年度から令和13年度までの下水道事業経営戦略を策定しました。具体的な対策として、令和4年度に大町処理区の農業集落排水事業を郡家処理区の特定環境保全公共下水道事業へ統合し、適切な維持管理を行うためのストックマネジメント計画の策定に現在取り組んでいます。

・国においては、令和4年1月通知の『「経営戦略」の改定推進について』の中で、令和7年度までに戦略の改訂を行うこととされており、今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映や物価上昇等を反映した維持管理費等の上昇傾向等の的確な反映などの見直しを行うこととされています。

・下水道経営を安定的に進めていくには下水道使用料の改定は必須であり、使用料体系の現状把握、将来予測を含めた経営戦略の見直し検討が必要となっています。

平成22年4月改正時の使用料体系 (円/月、税抜)

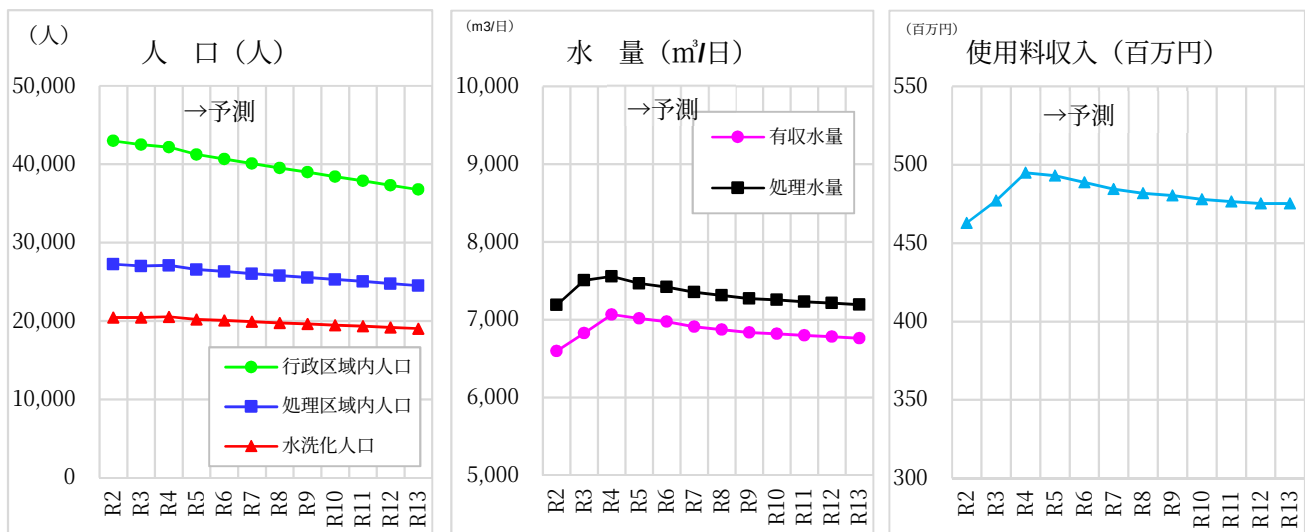
区 分		1 か月の排水量	旧料金	現行料金	改定率
一般汚水	基本料金	10㎥まで	1,300	1,420	9.23%
	従量料金	10㎥を超え 30㎥まで	140	160	14.29%
		30㎥を超え 50㎥まで	160	180	12.50%
		50㎥を超え 100㎥まで	180	210	16.67%
		100㎥を超える分	210	240	14.29%
浴場汚水		1㎥につき	80	90	12.50%
臨時汚水		1㎥につき	210	240	14.29%
開発汚水	基本料金	1㎥につき	160	190	18.75%
	従量料金	1㎥につき	200	240	20.00%

下水道使用料 (円/月、税込)

区分	旧料金	現行料金	改定率
10 ^{m3}	1,430	1,562	9.23%
20 ^{m3}	2,970	3,322	11.85%
30 ^{m3}	4,510	5,082	12.68%
40 ^{m3}	6,270	7,062	12.63%
50 ^{m3}	8,030	9,042	12.60%
100 ^{m3}	17,930	20,592	14.85%

9. 下水道使用水量と使用料収入の見通し

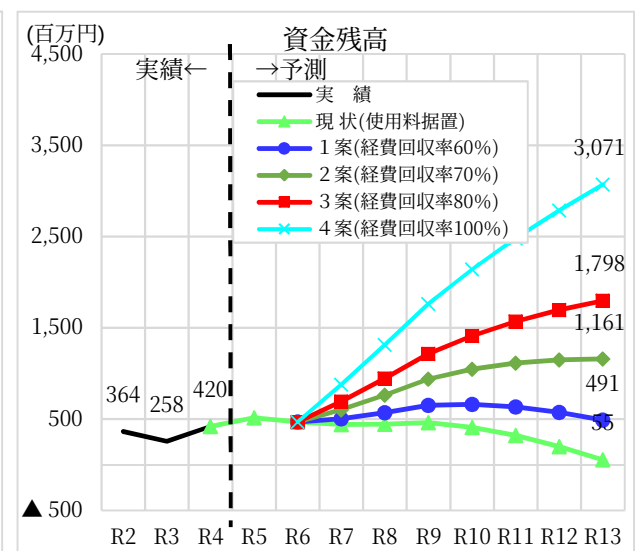
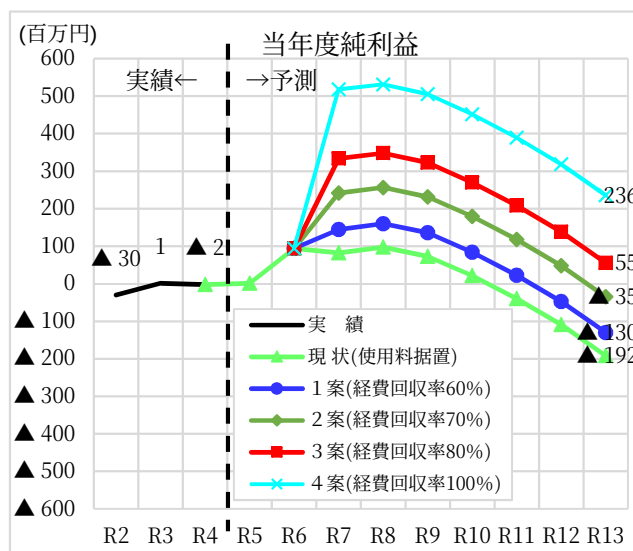
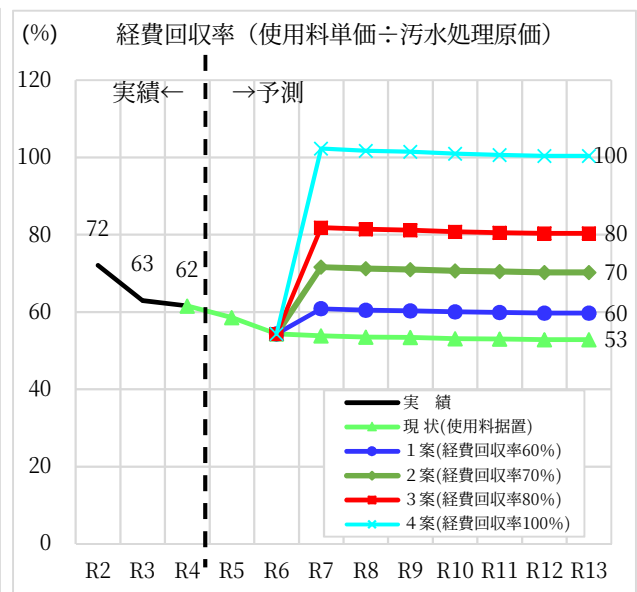
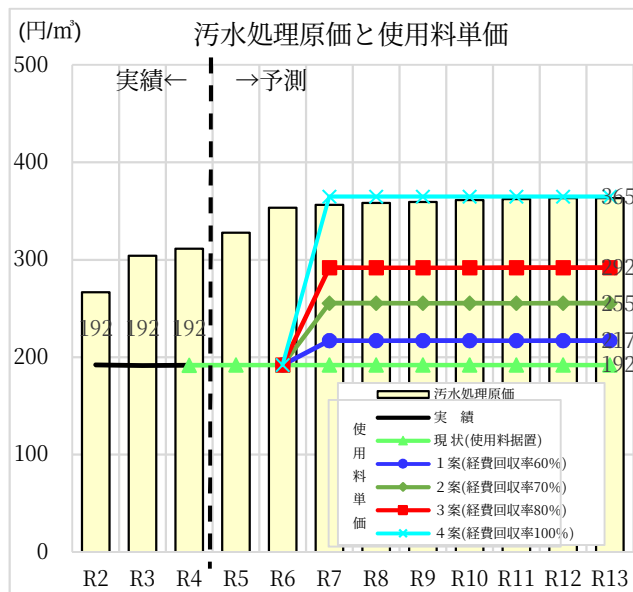
・現行の使用料体系では、人口及び水量の減少に比例して下水道使用料収入も減少する見込み。



10. 財政収支の見通し

- ・計画期間において一定の資金残高を確保するため、経費回収率に着目して検討しました。
- ・県内下水道事業の平均経費回収率である約 100%の 4 案では 90%の改定率となり、使用者への負担が大きく増加します。
- ・一定の資金残高を確保することに着目し、1 案の経費回収率 60%とし、使用料を 13%改定することとしました。

	R4年度決算	現 状		1 案 (経費回収率60%)	2 案 (経費回収率70%)	3 案 (経費回収率80%)	4 案 (経費回収率100%)
		使用料据置		13%改定	33%改定	52%改定	90%改定
		R7年度末	R13年度末	R13年度末	R13年度末	R13年度末	R13年度末
使用料単価	192円/㎡	192円/㎡	192円/㎡	217円/㎡	255円/㎡	292円/㎡	365円/㎡
污水处理原価	311円/㎡	356円/㎡	363円/㎡	363円/㎡	363円/㎡	363円/㎡	363円/㎡
経費回収率	62%	54%	53%	60%	70%	80%	100%
使用料収入	495百万円	484百万円	475百万円	537百万円	632百万円	722百万円	903百万円
当年度純利益	▲ 2百万円	82百万円	▲ 192百万円	▲ 130百万円	▲ 35百万円	55百万円	236百万円
建設改良費	322百万円	500百万円	500百万円	500百万円	500百万円	500百万円	500百万円
企業債残高	20,345百万円	17,646百万円	11,549百万円	11,549百万円	11,549百万円	11,549百万円	11,549百万円
資金残高	420百万円	442百万円	55百万円	491百万円	1,161百万円	1,798百万円	3,071百万円



11. 下水道使用料の改定内容

・使用水量区分は現行の使用料体系から変更せず、現状程度の経費回収率 60%を維持できるように設定しました。

・改定使用料単価は、次のとおりとなり、平均改定率は約 13%です。

一般汚水の下水道使用料（円/月、%、税込）

使用水量	現行使用料	改定使用料	
		使用料	改定率
0m ³	1,562円	1,716円	9.86%
10m ³	1,562円	1,716円	9.86%
20m ³	3,322円	3,696円	11.26%
30m ³	5,082円	5,676円	11.69%
40m ³	7,062円	7,986円	13.08%
50m ³	9,042円	10,296円	13.87%
100m ³	20,592円	23,496円	14.10%
500m ³	126,192円	146,696円	16.25%
1000m ³	258,192円	300,696円	16.46%

基本
↑
↓
従量

使用料単価の改定（円/月、%、税抜）

区分	使用水量	現行使用料単価	改定使用料	
			使用料単価	改定率
一般汚水	0m ³ ～ 10m ³	1,420円	1,560円	9.86%
	11m ³ ～ 30m ³	160円	180円	12.50%
	31m ³ ～ 50m ³	180円	210円	16.67%
	51m ³ ～ 100m ³	210円	240円	14.29%
	101m ³ ～	240円	280円	16.67%
浴場汚水	1m ³ ～	90円	100円	11.11%
臨時汚水	1m ³ ～	240円	300円	25.00%
開発汚水	1m ³ ～ （基本）	190円	220円	15.79%
	1m ³ ～ （従量）	240円	270円	12.50%

基本
↑
↓
従量